



五事畧

寶貨

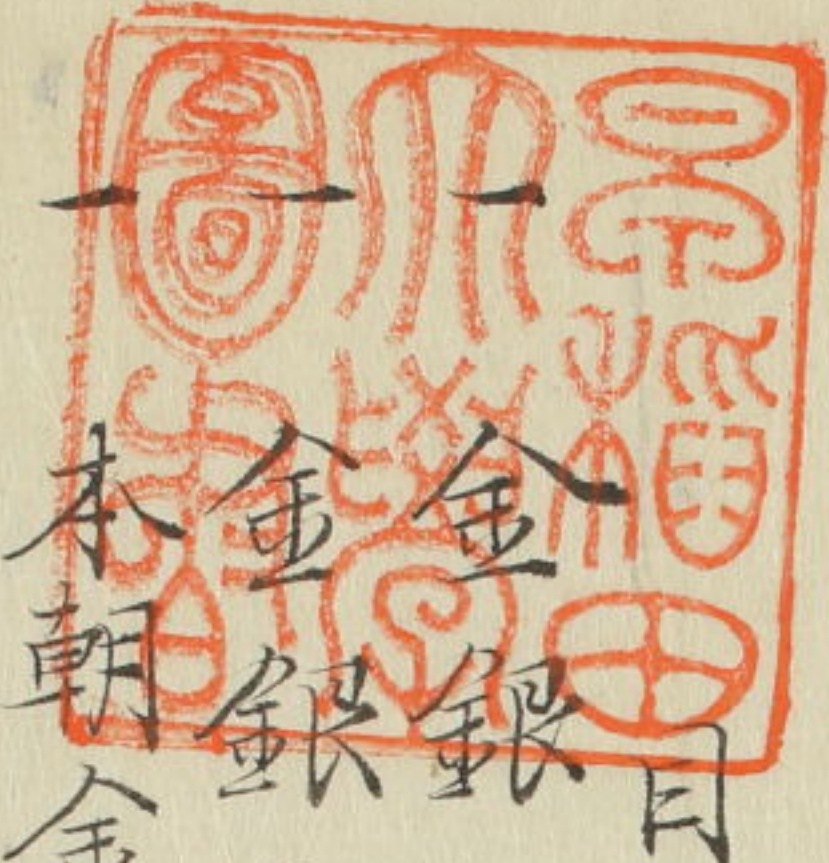
金

曾
334
4



曾門
號 333
卷 4

本朝實貨通用事畧



目錄

一 金銀銅出之事

一 金銀之制之事

一 本朝金銀銅外國出入之物數之度

以上三條

明治三十八年
十月五日
購



本朝貨幣通用事考

筑後守源君美編選

金銀銅おし事

一 天武白鳳三年二月對馬より銀を貢上り

人皇より聖代曆數千二百三十四年を距て我邦の
銀の始り出たり延喜式は太宰府より毎年銀八百
九千あり貢上りしとありし對馬より出せしあり
その後吾州堀川の治まで對馬より銀を出せしあり
とあり

一 元明和銅元年壬午武藏國より銅を貢上り

人皇より甲午三代曆數千二百六十八年を距て
我邦の銅の始り出たり天長より和銅も和銅とて

銅を用ひしきりし事をもくをりそわふ塔を和國
より得たるある事一倭國の銅を水に始とされ
ハ年号をも和國に改めたる倭和を述べて用ひ
一 聖武天平二十一年之月陸奥國より黄金を貢
人をもり天平二十一年之月陸奥國より黄金を貢
の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金
をも用ひしきりし事をもくをりそわふ塔を和國
所より得たる所の像をも造りし事をもくをりそわ
料の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金
貢國より得たる事をも九百兩を貢せり是より先
も和國より得たる事をも天平二十一年陸奥國より
たり黄金を貢せり陸奥國より毎年砂金三百兩

一 黄金を貢せり是より先にも和國にて黄金を貢
後和國の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
一 延喜式より和國より毎年砂金百兩を貢せり是より先
八十兩を貢せり是より先にも和國にて黄金を貢
る事

一 謹て和國の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
と我邦の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
秘する事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
おひし事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
と之も年毎に出るの數をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢
一 和國の事をも始とせり是より先にも和國にて黄金を貢

時よりあり是よりける百年の内に至りて
我々の富強万あるを遂げんとて我々の
の中心地を事としり我々の古に例し
たすの事あり我々の國を治むるの事也
今の代の人あり我々の事を知りて
神祖の恩徳我々の代の後述す我々の事
をも知るは我々の事あり又是より我々の
の土地の運は長五年より新く我々の
一我々の事あり我々の事あり我々の
祖業を事としり我々の天下の事あり我々の
事あり我々の事あり我々の事あり
神祖の所傳天地の事あり我々の事あり

ある一我々の事あり我々の事あり
神祖から事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり

金銀の割の事

一 天武白鳳十三年用銅錢廢銀錢
是より我々の物も交易する事あり我々の
用ひる白鳳三年我々の銀あり我々の銀あり
ひらき我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり
我々の事あり我々の事あり我々の事あり

の記

一 元明和銅元年始て行詔錢銅錢世に和銅
は付たり和銅の銅より油を鑄く又詔錢
を兼用ひらきりたり

一 孝謙天平宮元字四年鑄新錢

少時銅錢を改鑄新又詔錢を改鑄る

天平詔錢を以て銅錢十とあり又新錢を新

と造る用基令錢十を以て詔錢十とあり

後按本朝古貨を以て宮内省よりて通用

より車への如記

一 稱徳 孝謙重祚 天平神復元年更鑄錢神功

桓武延暦十五年更鑄錢隆平

一 仁明承和二年更鑄錢承和

一 嘉祥元年更鑄錢承平

一 清和貞觀二年更鑄錢貞觀

一 貞觀十二年更鑄錢貞觀

一 宇多寛平二年更鑄錢寛平

一 醍醐文喜元年更鑄錢文喜

一 村上天徳二年更鑄錢天徳

以後如斯くて錢を鑄くまじりまじりたり

皆より皇朝歴代の錢を因ひて之れりるる天

明承樂の天子太宗の代に及て唐乾元と万暦と

破國の封爵を以てしる我國にも領賜あり

其後東山より其政との世に

善後を好むに因用 是後 甲子の年 乙丑年 文明
七年 同十五年 三度まで 天明の天子の錢を賜ふ
にぐり 是の年 徳川中 文政十五年 三
十萬貫をたし 賜りたる 我國の用足らん 徳川
中 是の年 其の 徳川中 我國の材用の 是
一 ありき

僅按 一 徳川 永祿 天文の 是より 我の 是より 永樂 錢を
軍用 甲子 一 ありき ありき 是の 永樂 錢 一 貫文 是
古 錢 四 貫文 一 ありき 永樂 錢 法 一 貫 文 是
同 一 ありき 一 ありき 也

一 天正十六年 造 是を 天判 兩判
織田 康 徳 是 生 徳川の 才 男 ありき 一 國 ありき

秀吉 又 是を ありき ありき ありき ありき ありき ありき
天下の 材を ありき ありき ありき ありき ありき ありき
年に 新 ありき 大判 少判 是を 造らる 是 ありき 天正十六
年判 ありき ありき 但し 是より 二年 の 天正十三
年の 徳川 金 徳川 ありき 大判 十 徳川 ありき
事 ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき
ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき
ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき
ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき

一 是の 甲子 四年 始 造 一 ありき
是年 秀吉 ありき ありき ありき ありき ありき ありき
の 年 ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき
ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき ありき

のゆゑにちるゝ

一 權按已上の條より 尚ありて其代のち又ともこ
慶長六年の條より 大判少判一分判丁銀を板金の
割取。

陸河州江戸判をとりふくむて造りまじし新造を
以て移すはわら甲州判をとりふありはより後元禄
八年と二年とに造りおきし其の金銀の數目より
金七千兩も銀の千兩も同種のものなりとあり

一 慶長十三年十二月止永樂銭用金銀
系銭より其の朝儀の古銭のまゝより 永樂
銭法を止しや

一 寛永十三年二月新清銭_{寛永}

江戸を中江國相本とありて鑄らるるよりして
本邦の銅鑄よりよりありたり 猷廟の御恩徳
り又及びてまはりのことより後言文年中又新
銭を鑄らるる 寛永の年 元禄年中金銀を改造する
其後又銀をよりし改造らるゝ又古銭を鑄ら
るゝ又ともいふ 其の代りありてはるる
權按以上の事よりして 國家の材用古銀
新造りて其の銀富より其の代りあり

本朝金銀銅外國に介し其數の事

一 慶長五年より其の古りのまゝはるる福せり
其の所_所の代り信長より其の代りありてはるる

西の地より和國へ入るる船の救つる事あり
を記すに其の始は是一
一 寛永六年の夏文趾の船来りり 和船に事あり 是
南島に及る海船の来りり始り是より正保四
年と四十六年と有る和船の来りり和國へ入る事
あり是より和船の来りり是二

一 寛永六年の夏和國の船和國へ来り始り寛永
九年と二十四年の夏九洲の月より遠の浦に
つりし和船の船をよめて高島へたり 東國へ
も船つりし高島へたり 支那へ 其の始は寛永六年と上碇
あり 長崎の和船つりし高島へ来り 和船は
寛永二年より始りり 是より二十四年、間法西の浦へ

とて和船の来りり 和船の来りり 是の始は寛永
九年と二十四年の夏九洲の月より遠の浦に

一 寛永三年の夏和國の船和國へ来り始り
御来りり船つりし和國の来りり 今の夏は不在の事証不
なり 亞馬港へ入る船の来りり 和船の来りり
寛永三年の夏和國の船和國へ来り始り
御来りり船つりし和國の来りり 今の夏は不在の事証不
なり 亞馬港へ入る船の来りり 和船の来りり
寛永三年の夏和國の船和國へ来り始り
御来りり船つりし和國の来りり 今の夏は不在の事証不
なり 亞馬港へ入る船の来りり 和船の来りり

一 寛永三年の夏和國の船和國へ来り始り
御来りり船つりし和國の来りり 今の夏は不在の事証不
なり 亞馬港へ入る船の来りり 和船の来りり

大教を以て彼より乞ふる九條の勅教也

推考より

一 今右の勅教の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て 勅教の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

一 詔旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

右の旨の旨を尋ねば 其の六年の二月に條四年に於て

り又ちなりて元朝と至るは交訖計りも通し
用ひ明に及く銅鑄もつて方新と雜し用ひ
今と玉れり是漢の代に培るる銅鑄の世に
又多し次故ありさるる彼國代しの人を福と云
凡そ諸の天地の間より生るるものをたすは
骨のこころを骨のこころと云ふは毛のこころ
血肉は毛の傷のきんつけも生るるものこ
おそわりの骨 骨のこころと云ふは一たひ折折してぬけ出ぬ
は二たひ生るるものこころと云ふは天地の骨を
おそわりの骨 骨のこころと云ふは一たひ折折してぬけ出ぬ
は二たひ生るるものこころと云ふは天地の骨を
は二たひ生るるものこころと云ふは天地の骨を

多かりし金銀の代に及て失せさて一又五胡五代
遼金毛の代に力乱る素秋の地より又海外
彼國の高貴の代に失れり

新國のむらりるるの代に二千年の間に一銅鑄は培る
是れは漢の代に培るるものこころと云ふは一たひ折折してぬけ出ぬ
は二たひ生るるものこころと云ふは天地の骨を

次は又佛事無れりことまじりし事傳りたり

是れは漢の代に培るるものこころと云ふは一たひ折折してぬけ出ぬ
は二たひ生るるものこころと云ふは天地の骨を

は此らの福よりして我々の世を考るる子國は其の
より後千餘年より今を銅鑄の世と云ふも亦くその
代も世に及りては其の世に及りては其の世に及り
ては其の世に及りては其の世に及りては其の世に及り

ありしもの物も一も変わり我國万代の後の世の
事もありしもの事
神祖の御心を御心とあきらめんふ存の時及
いて其心もあはれなりとあはれなり
まゝありし
神祖の御心を御心とあきらめんふ存の時及
はかりぬしとあはれなりとあはれなり
事孝もあはれなりとあはれなり

本朝宮家返因高略記

